

## 定期会員総会再開のお報せ

去る9月4日に開会した平成27年度定期会員総会は、会場の都合で中断しています。  
この総会を、次の要領で再開しますので、会員の皆さまに告知致します。

**日時 9月26日(土) 午後一時半より**

**会場 日本基督教団 東淀川教会**

大阪市東淀川区西淡路2-10-9

Tel. 06-6326-7000

<http://www9.plala.or.jp/east-yodo-river/>

新大阪駅より、東海道線で京都方面へ一つ目の駅、  
**JR東淀川駅**の東出口を出ますと、正面道路右側にコンビニ。  
その前を直進すると信号機があります。道路を渡って右折。  
角に「丸のこぎり屋」があります。道路の左側を直進し、  
酒屋さんを越えたところの電柱に「東淀川教会」の看板。  
そこを左折してすぐ、右側に教会の十字架が見えます。  
足の達者な大人の足で7分くらいです。



この会場は小さなキリスト教会で、副議長の金田恆孝氏よりの提供です。(金田氏は、この教会の牧師です。) 本来なら中断したのと同じの場所で開くべきですが、これが困難なので、なるべく近い場所を急ぎ探し、選定致しました。

ご不自由をお掛けしますが、事情をご賢察の上、お集まり下さいますようお願い申し上げます。

---

会則第17条第3項により、定期総会を主催するのは総会議長団です。議長団は、定期総会の終了を宣言しておりません。総会議長として、重要な議題を積み残している有り様を憂えます。議長団には、早急に総会を再開する義務があります。

お忙しいところまことに恐縮ですが、なにとぞご協力のほど、お願い申し上げます。

第21期運営委員は任期が切れ、第22期の運営委員は選出されていません。

したがって現在のところ、活動中の学会の機関は、会員総会と選挙管理委員会となります。

ことに総会は、最終・最高の決定機関なので、現在のところ学会を代表するのは総会議長と考えられます。責任を痛感している次第です。

なお、総会をすみやかに再開せよとの要求が、複数の会員から届いています。まもなく会員の十分の一に達する勢いです。会則第17条第1項によれば、総会は会員の十分の一の要求で開催できます。この規定を準用すれば、十分の一に到達の時点で、定期総会を再開する強制力が生ずると考えられます。

以上